○　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改　正　後	改　正　前
（免許申請書）	（免許申請書）
第四条　［略］	第四条　［同上］
2　法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	2　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　役員に関する次に掲げる書類	四　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は第九十八条第四項第一号（免許を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、法第百五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面	ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
［五～十一　略］	［五～十一　同上］
3　［略］	3　［同上］
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）	
第十一条の二　法第九十八条第四項第一号（法第百五条の二において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、精神の	［条を加える。］

機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（組織変更認可申請書）

第三十条　［略］

２　法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～五　略］

六　組織変更後株式会社金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号ロからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号（会計参与にあっては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号）又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［七～十四　略］

（認可申請書の添付書類）

第三十一条　法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　役員に関する次に掲げる書類

（組織変更認可申請書）

第三十条　［同上］

２　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［七～十四　同上］

（認可申請書の添付書類）

第三十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　略］ ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百二条の二十三第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 ［四～十　略］ ２　［略］	［イ～ハ　同上］ ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 ［四～十　同上］ ２　［同上］
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） 第三十二条の三　法第百二条の二十三第四項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］
（株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書） 第五十四条　［略］ ２　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類） イ　申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合　当該法人に関する次に掲げる書類	（株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書） 第五十四条　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］

〔(1)・(2) 略〕

(3) 役員（会計参与を除く。以下(3)において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(i) 精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(ii) 法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

(4) 会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

〔(5)～(13) 略〕

ロ 〔略〕

ハ 申請者が法人又は地方公共団体以外の者である場合 当該者に関する次に掲げる書類

〔(1)・(2) 略〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 役員（会計参与を除く。以下(3)において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）並びに役員が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

(4) 会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

〔(5)～(13) 同上〕

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) イ(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面 ［二～四　略］ （金融商品取引所持株会社に係る認可申請） 第五十七条　［略］ 2　法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合　次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類 (1)　［略］ (2)　取締役及び監査役に関する次に掲げる書類 ［(i)～(iii)　略］ (iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面 (3)　会計参与設置会社にあっては、会計参与に関する次に掲げる書類	(3)　法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面 ［二～四　同上］ （金融商品取引所持株会社に係る認可申請） 第五十七条　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　［同上］ ［(i)～(iii)　同上］ (iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面 (3)　［同上］

〔(i)～(iii)　略〕	〔(i)～(iii)　同上〕
(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面	(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面
〔(4)～(10)　略〕	〔(4)～(10)　同上〕
〔ハ～ホ　略〕	〔ハ～ホ　同上〕
二　株式会社金融商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合　次に掲げる書類	二　〔同上〕
イ　〔略〕	イ　〔同上〕
ロ　法第百六条の十第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類	ロ　〔同上〕
(1)　取締役及び監査役に関する次に掲げる書類	(1)　〔同上〕
〔(i)～(iii)　略〕	〔(i)～(iii)　同上〕
(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面	(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面
(2)　会計参与設置会社にあっては、会計参与に関する次に掲げる書類	(2)　〔同上〕
〔(i)～(iii)　略〕	〔(i)～(iii)　同上〕
(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条	(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該

の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面 [(3)～(9) 略] [ハ～ホ 略] (合併認可申請書) 第九十五条 [略] 2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）とする。 [一～五 略] 六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類 [イ～ハ 略] ニ 法第二十九条の四第一項第二号ロからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号（会計参与にあっては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号）又は法第九十八条第四項第一号（合併後金融商品取引所が株式会社金融商品取引所である場合にあっては、法第百五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 [七～十四 略]	当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面 [(3)～(9) 同上] [ハ～ホ 同上] (合併認可申請書) 第九十五条 [同上] 2 [同上] [一～五 同上] 六 [同上] [イ～ハ 同上] ニ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 [七～十四 同上]

（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）	（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）
第百十一条　［略］	第百十一条　［同上］
２　法第百四十九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。	２　［同上］
一　新たに役員に就任した者があった場合　次に掲げる書類	一　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号（会計参与にあっては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号）又は法第九十八条第四項第一号（当該金融商品取引所が株式会社金融商品取引所である場合にあっては、法第百五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類	ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類
二　［略］	二　［同上］
［３・４　略］	［３・４　同上］
（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）	（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）
第百十一条の四　［略］	第百十一条の四　［同上］
２　法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により法第百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作	２　［同上］

成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　新たに役員に就任した者があった場合　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は法第百二条の二十三第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　［略］

3　［略］

（認可申請書の添付書類）

第百十五条　［略］

2　法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　役員及び国内における代表者が法第百五十五条の三第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

［四～九　略］

（心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができない者）

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　［同上］

3　［同上］

（認可申請書の添付書類）

第百十五条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　役員及び国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

［四～九　同上］

第百十六条の二　法第百五十五条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により外国市場取引に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （届出事項） 第百十八条　法第百五十五条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～四　略］ 五　役員又は国内における代表者が次のいずれかに該当することとなった事実を知った場合 イ　精神の機能の障害を有する状態となり外国市場取引に係る業務の継続が著しく困難となった者 ロ　法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者 ［六～八　略］	［条を加える。］ （届出事項） 第百十八条　［同上］ ［一～四　同上］ 五　役員又は国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［六～八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。